

(別添)

福井労働局リスクアセスメント普及促進計画（第3次）

1 目的

平成25年を初年度とする第12次労働災害防止推進計画（以下「第12次防」という。）の取組に、中小規模事業場へのリスクアセスメントの更なる導入の促進を挙げているところである。今後、第12次防の計画期間における労働災害を一層減少させるために、労働安全衛生法第28条の2の規定に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく低減措置の実施について、引き続き経営トップに対し、当該有効性、必要性について、十分な理解を求めつつ、普及促進を図ることを目的とする。

2 期間

平成25年度から平成27年度までの3年間とする。

3 対象

- (1) 労働安全衛生法第28条の2の対象業種（化学物質を取り扱う場合は、全業種が対象）に普及促進を図る。（注）
- (2) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく低減措置の実施（以下「リスクアセスメント等の実施」という。）は、労働者の就業に係るすべての危険性又は有害性を対象として行い、具体的な対象は、次の①及び②のとおりである。
 - ① 建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性
 - ② 製造、取扱い、貯蔵、運搬等に係る化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるもの（以下「化学物質等」という。）。

4 目標

常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、リスクアセスメント等の実施割合を60%以上とする。

5 事業者の実施事項

- (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- (2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合（以下「リスク」という。）の見積り
- (3) (2)のリスクの見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（以下「リスク低減措置」という。）内容の検討
- (4) (3)の優先度に対応したリスク低減措置の実施

6 リスクアセスメント等の実施時期

(1) 時期

- ① 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- ② 設備を新規に設置し、又は変更するとき。
- ③ 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
- ④ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- ⑤ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。

ア 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合

イ 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合

- ⑥ 化学物質等について、化学物質等による危険性又は有害性等に係る新たな知見を得たとき。

(2) (1)に掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意すること。

7 事業者が実施すべき重点事項

(1) 事業者が取り組むべき重点事項は以下のとおりとする。

- ① リスクアセスメント等の実施体制の整備
- ② 安全衛生委員会等におけるリスクアセスメント等についての調査審議
- ③ リスクアセスメント等の実施記録の作成
- ④ リスク低減措置の実施

(2) 重点事項ごとに取り組む内容

- ① リスクアセスメント等の実施体制の整備

ア 事業の実施を統括管理する者（事業場トップ）は調査等の実施を統括管理すること。

イ 事業場の安全管理者、衛生管理者等に調査等の実施を管理させること。

ウ リスクアセスメント等の実施に当たっては、作業内容を詳しく把握している職長等に危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行わせるように努めること。

エ 機械設備等に係るリスクアセスメント等の実施に当たっては、当該機械設備等に専門的な知識を有する者を参画させるように努めること。

オ 化学物質等が対象の場合は、上記ア～ウに加えて、化学物質等の適切な管理について必要な能力を有する者のうちから化学物質等の管理を担当する者（以下「化学物質管理者」という。）を指名し、この者に、安全管理者、衛生管理者等の下で調査等に関する技術的業務を行わせること。

カ 化学物質等が対象の場合は、上記ア～ウに加えて、調査等の実施に当たっては、化学物質管理者のほか、化学物質等や化学物質等に係る機械設備等についての専門的知識を有する者を参画させるよう努めること。調査の実施に当たっては、必要に応じ化学設備の特性を把握している者、生産技術者等の専門家及び化学物質等に関する専門的知識を有する者の参画を求めるものとする。

キ 事業者は、上記ア～カで定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施すること。

ク 安全衛生年間計画を策定する際はリスクアセスメント等の実施を明記すること。

② 安全衛生委員会等におけるリスクアセスメント等の実施についての調査審議

ア 事業者は労働安全衛生法第 17 条又は第 18 条に基づき、安全衛生委員会等（安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。）において、リスクアセスメント等の実施について調査審議すること。

イ 安全衛生委員会等の設置義務のない事業場においては、関係労働者の意見聴取の機会を活用して、リスクアセスメント等の実施について調査審議すること。

ウ 安全衛生委員会等の活用等を通じ、労働者を参画させるとともに、リスクアセスメント等の実施の結果について労働者に周知すること。

③ リスクアセスメント等の実施記録の作成

リスクアセスメント等を実施した場合、次に掲げるア～オの事項を記録すること。なお、化学物質等が対象の場合は、次に掲げるカ～サの事項を記録すること。

ア 洗い出した作業

イ 特定した危険性又は有害性

ウ 見積もったリスク

エ 設定したリスク低減措置の優先度

オ 実施したリスク低減措置の内容

(化学物質等の場合)

カ 調査した化学物質等

キ 洗い出した作業又は工程

ク 特定した危険性又は有害性

ケ 見積もったリスク

コ 設定したリスク低減措置の優先度

サ 実施したリスク低減措置の内容

④ リスク低減措置の実施

ア 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置を検討の上、実施すること。

- (ア) 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置等の本質的対策
- (イ) 安全装置、局所排気装置等の設置等の工学的対策
- (ウ) マニュアルの整備等の管理的対策
- (エ) 個人用保護具の使用

イ アの検討に当たっては、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があること。

ウ なお、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずること。

エ 残存するリスクへの対応に係る教育等を行うこと。

8 その他

(1) 福井県リスクアセスメント推進協議会の運営

福井労働局において、福井県内の各労働災害防止団体等、労働安全衛生コンサルタント会福井県支部等で構成する福井県リスクアセスメント推進協議会を運営し、各構成員によるリスクアセスメント担当者教育研修の効果的な実施等を協議することにより、各災害防止団体等によるリスクアセスメント等の実施の普及促進に向けた取組みを推進する。

(2) 各労働災害防止団体は、上記(1)の協議結果等を踏まえ、上記4の目標を達成させるために傘下会員事業場のリスクアセスメント等の実施を積極的に推進すること。

(3) 福井労働局及び各労働基準監督署は当該計画を推進するに当たり、労働災害防止団体その他関係機関等に対して、教育研修の合同実施など自主的な活動を行うよう働きかけを行うとともに、これらの団体の各種会議、行事、広報紙等の機会又は媒体を活用し、積極的な周知を行うこととする。

(注) 労働安全衛生法第28条の2の対象業種

林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業